

船舶事故等調査報告書

平成21年6月25日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008横第112号	
事故等名	漁船桂丸運航不能(機関損傷)	
発生年月日時刻	平成20年10月29日22時15分ごろ	
発生場所	宮城県塩釜港東方沖 (概位 北緯37° 48' 東経151° 00')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月8日横浜・地方事故調査官が海難報告書入手、12月11日船舶所有者から損傷状況等を口述聴取、12月15日漁船保険保険金支払請求書、損傷状況報告書、工事整備記録報告書、損傷部写真を入手、平成21年4月14日船長から事故後の再発防止等について口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	船種・船名・総トン数 漁船 桂丸 18トン 船舶番号 T02-2995 船舶所有者等 個人所有	
乗組員等に関する情報	機関長 六級海技士(機関) 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	なし	
損傷	主機始動用セルモータ焼損	
事故等の経過	本船は、塩釜港を操業の目的で出港し、平成20年10月29日22時15分ごろ、漁場において、燃料こし器フィルタの交換のために、いったん主機を停止したところ、再始動できなくなった。	
分析	気象・海象の関与 なし 乗組員等の関与 あり 船体・機関等の関与 あり 判明した事項の解析 本船は、主機始動用セルモータの点検及び整備を適切に行わず、整流子部分が過熱焼損したものと考えられる。	
原因	本インシデントは、主機始動用セルモータのカーボンブラシが消耗したため、主機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	本インシデント後、船舶所有者は、1年ごとにセルモータのカーボンブラシを含めた点検及び整備を整備業者に依頼することとした。	